

高崎都市計画第一種市街地再開発事業の変更（高崎市決定）

都市計画高崎駅東口栄町地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名 称		高崎駅東口栄町地区第一種市街地再開発事業					
面 積		約 1.6 ha					
公共施設の配置及び規模	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考	
		幹線街路	都市計画道路 3・3・8 号 高崎駅東口線	40m (20m)	約 135m	整備済 幅員（ ）内は施行 地区内を示す。	
		区画道路	市道 H30 号線	13.8m (6.9m)	約 135m		
		区画道路	市道 H32 号線	7.6m (3.8m)	約 110m		
	公園及び 緑 地	種 別	名 称	面 積	備 考		
	—	—	—	—	—		
	下 水 道	下水道処理地域内として整備済					
そ の 他 の 公 共 施 設	—						
建築物の整備に関する計画	街区 番号	建築物		敷地面積に対する		主要用途	備 考
		建築面積	延べ面積	建築面積 の割合	延べ面積 の割合		
	街区 全体	約 8,000 m ²	約 75,000 m ² (約 100,000 m ²)	約 7.0/10	約 65.2/10	商業施設 公共施設 ホテル 共同住宅 駐車場 業務施設等	※数値は容積 率対象面積 ()内は総 床面積
	<p>(参考) 高度利用地区の制限内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最高限度 建蔽率 8/10^{※1} 容積率 65/10^{※2} ※1 建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法第 53 条第 3 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあつては 1/10、同項第 1 号及び第 2 号に該当する建築物又は第 6 項第 1 号に該当する建築物にあつては 2/10 を加えた数値とする。 ※2 建築物の一部において、屋内型の広場スペース、集会所、ホール、ギャラリー等文化機能若しくは交流機能の用に供する部分を備えた建築物については 70/10 とする。 ・最低限度 容積率 20/10 建築面積 200 m²以上 ・壁面の位置 建築物の外壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面の制限を越えて建築してはならない。 						
計画 整備 に関する 建築敷地の	街区 番号	建築敷地面積		整備計画			
	街区 全体	約 11,500 m ²		壁面位置の制限により歩行者空間の確保を行い、中心市街地にふさわしい魅力ある都市空間を創出する。			
住宅建設の 目標		戸 数		備 考			
		—		—			

「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置は計画図表示のとおり」

理 由

高崎市都市計画マスタープランでは、高崎駅東口周辺は交流拠点的商业・業務地として、市街地再開発事業などによる土地利用の高度化、会議場・ホテルなどの国際的交流機能の充実を進め、コンベンション、ビジネス、ショッピング、居住などの都市機能を複合的に高め、広域交流機能を備えた拠点の形成を図る地域と位置づけられている。

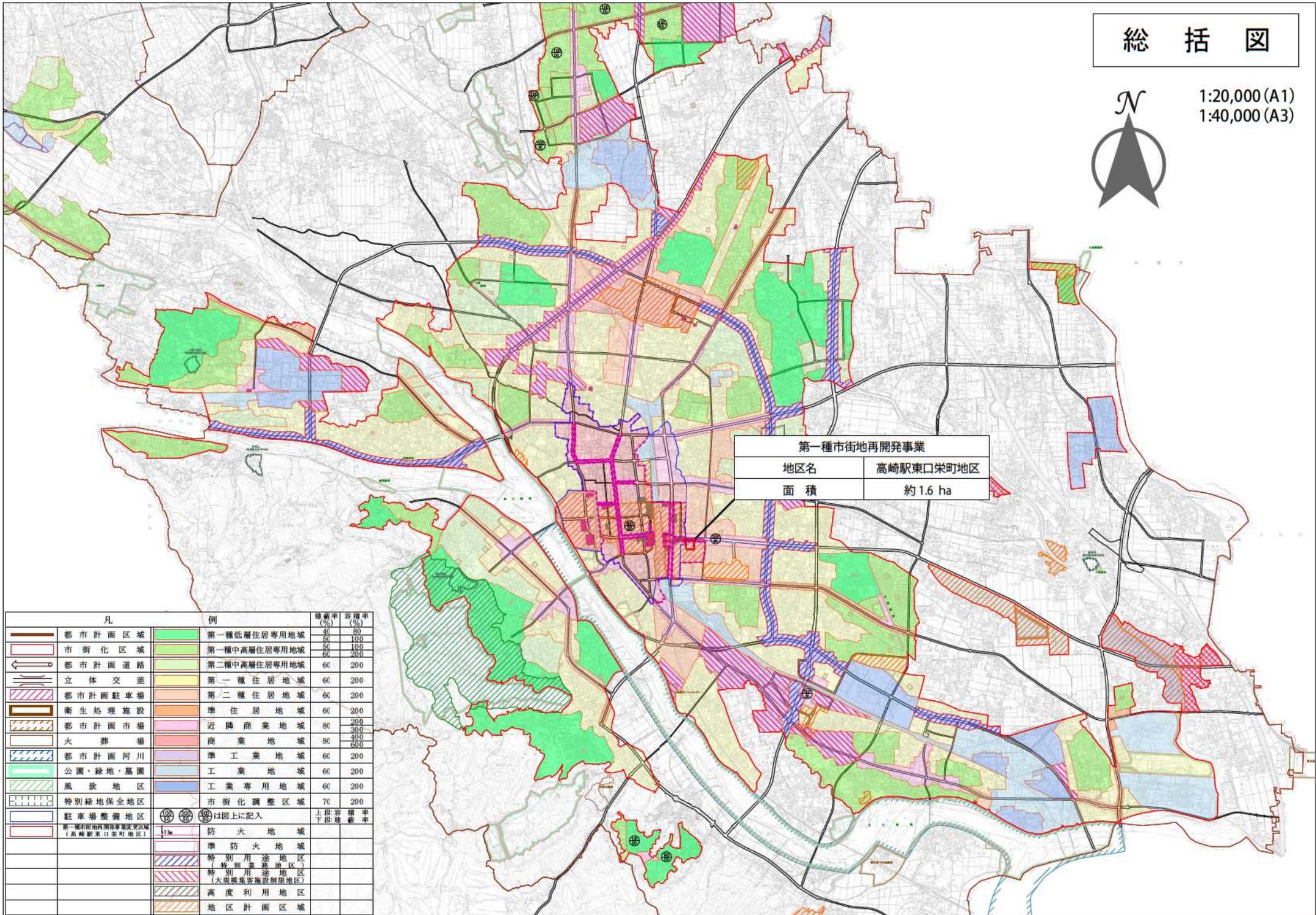
土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、賑わいと魅力ある中心市街地を形成するため、市街地再開発事業を決定する。

総括図



1:20,000 (A1)
1:40,000 (A3)

第一種市街地再開発事業
地区名 高崎駅東口栄町地区
面積 約 1.6 ha

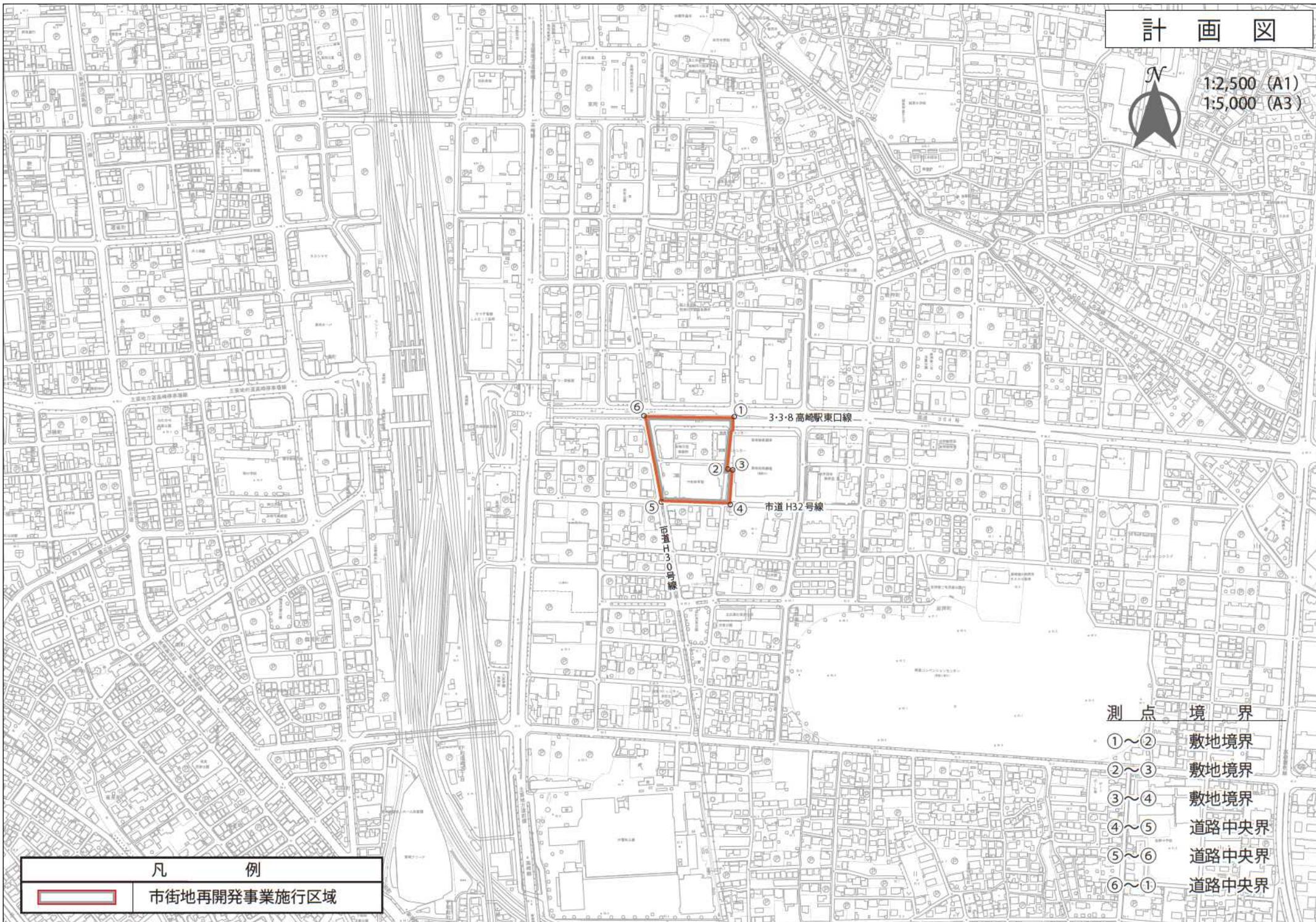


凡	例	建築率 (%)	容積率 (%)
	都市計画区域	40	80
	市街化区域	50	100
	都市計画道路	50	100
	立体交差	50	100
	都市計画駐車場	60	200
	衛生処理施設	60	200
	都市計画市場	60	200
	火葬場	60	200
	都市計画河川	80	200
	公園・緑地・墓園	80	200
	風致地区	80	200
	特別緑地保全地区	80	200
	駐車場整備地区	80	200
	第一種市街地再開発事業地区 (高崎駅東口栄町地区)	70	200
	防火地域		
	準防火地域		
	特別用途地区 (特別業務地区)		
	特別用途地区 (大規模集客施設設置地区)		
	高度利用地区		
	地区計画区域		

計 画 図



1:2,500 (A1)
1:5,000 (A3)



- | 測 点 | 境 界 |
|-----|-------|
| ①～② | 敷地境界 |
| ②～③ | 敷地境界 |
| ③～④ | 敷地境界 |
| ④～⑤ | 道路中央界 |
| ⑤～⑥ | 道路中央界 |
| ⑥～① | 道路中央界 |

凡 例



市街地再開発事業施行区域